

令和 2 年度第 10 回 第 4 部会 (都市機能、まちなみ/生活環境/水辺、緑化) 会議概要	
日 時	令和 3 年 3 月 10 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00
会 場	中央区役所 5 階 対策室 1・2
出席委員	加藤委員、竹田委員、宮本委員、佐藤委員、知野委員、河端委員、梶委員、島津委員
欠席委員	板井委員、松川委員
関係課	窓口サービス課 : 大野主査
事務局	地域課 : 土佐係長、若槻主査、内山主査
議 題	(1) 空き家問題に関する啓発用チラシ「空き家の知っ得情報」について
会議内容及び決定事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の部会での議論を基に修正したチラシの内容を確認し、記載の修正を行いました。</li> <li>○修正した内容でチラシを確定することとしました。</li> <li>○チラシは、区内の自治会・町内会へ準備が整い次第配布することを確認しました。</li> </ul>
議 題	(2) 区自治協議会提案事業の事業評価について
会議内容及び決定事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の部会での意見交換に基づく事業評価の記載について確認し、内容を確定しました。</li> </ul>

町内に空き家がありますか？



# 空き家の 知っ得情報

空き家しておくとうなるの？

相続や税金のことを  
知りたいけどどうすればいいの？



家族に迷惑かけてないか  
不安……

## 空き家になって困っている人、これから空き家になりそうな人、 町内に空き家があって困っている人

空き家は、地域にとってどんな現象が起きるの？住みやすく安心安全な町内にするにはどうしたら良いのでしょうか。  
『これからの町内』を一緒に考えてみませんか。

## 空き家になるとどんな事がおこるの？



樹木や雑草で迷惑に？



害虫や動物の住み家に？



空き巣や放火の恐れ

## 空き家になる前にできることはどんな事？

・空き家を貸し出す

・空き家を売る

こんな活用方法が  
あるんだね♪

・空き家を解体する

・事前に相談する



・家族で5年後、10年後の生活がどうなるのか考えてみよう！

・お隣さんはどうするのかな？ちょっと聞いてみよう！

・言葉が難しくて分からない！専門すぎて分からない！けど、  
どの専門家に相談するか新潟市へ聞いてみよう！

## 町内でできることがあります。

- ・自治会で現在のどのくらい空き家があるかを調べ、空き家MAPを作成します。防災・防犯に役立つうえ、安心に繋がります。講師と一緒に制作できます。
- ・町内で、空き家に関わる専門家を講師にお呼びし、相談会や講演会が行えます。
- ・新潟市開催の空き家の出前講座もあります。



えっ！空き家が原因で事故になるの？

空き家をリノベーションして  
カフェにできるかな？

こんな空き家を引き継ぐのは大変だね

まずは誰かと話してみませんか。



県内の住宅の7軒に1軒は空き家であり、家はどんどん余っていく時代に！  
— 空き家も大切な未来の資産です。今からできることを相談しませんか。 —  
相談窓口：新潟市建築部住環境政策課 Tel 025 - 226 - 2813

